

議案第100号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分  
の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について  
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると  
認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、  
承認を求める。

令和7年6月2日提出

川崎市長 福田紀彦

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第64条第1項第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.

0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第70条第3項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第64条第1項第1号ウに規定する原動機付自転車にあつては、原動機の最高出力

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 改正後の条例第64条第1項第1号及び第70条第3項第8号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、軽自動車税等について一部改正が行われたが、そのうち軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直しについては、同年4月1日から施行されることとなり、早急に川崎市市税条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため